

### 3.3.3 日本建築学会構造系，計画系ならびに環境系論文集応募規程

(	1979年 3月13日	理事会決	1979年 4月 1日実施)
(改正	1981年12月 8日	理事会決	1982年 4月 1日実施)
(改正	1982年10月12日	理事会決	1982年11月 1日実施)
(改正	1984年11月13日	理事会決	1984年12月19日実施)
(改正	1985年12月10日	理事会決	1985年12月11日実施)
(改正	1988年12月13日	理事会決	1988年12月14日実施)
(改正	1990年 1月24日	理事会決	1990年 4月 1日実施)
(改正	1992年 7月21日	理事会決	1993年 1月 1日実施イ)
(改正	1993年 3月15日	理事会決	1993年 4月 1日実施ロ)
(改正	1994年 4月11日	理事会決	1994年 4月12日実施ハ)
(改正	1994年12月12日	理事会決	1994年12月13日実施ニ)
(改正	1996年 1月25日	理事会決	1996年 9月11日実施ホ)
(改正	1997年12月17日	理事会決	1998年 1月 1日実施ヘ)
(改正	2000年 3月15日	理事会決	2000年 4月 1日実施ト)
(改正	2002年10月 9日	理事会決	2003年 4月 1日実施フ)
(改正	2006年12月14日	理事会決	2007年 4月 1日実施リ)
(改正	2007年 7月17日	理事会決	2008年 4月 1日実施ス)
(改正	2008年12月19日	理事会決	2009年 4月 1日実施メ)
(改正	2009年12月22日	理事会決	2009年12月23日実施フ)
(改正	2014年 7月31日	理事会決	2014年 9月 1日実施リ)
(改正	2017年 5月15日	理事会決	2017年 8月 1日実施カ)
(改正	2019年 5月10日	理事会決	2019年 6月11日実施コ)

#### 1. 内 容

建築に関する学術・技術・芸術についての下記の論文，質疑討論とする。著者は，投稿前に「論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規程」を必ず確認する。 ロ)

ヨ)

##### (1) 論文 ロ)ヨ)

a) 論文は未発表で，原稿受付日の時点で，本会および他学協会の論文集等に未投稿のものに限る。 ロ)ヨ)

但し，2項に記載するものについては，未発表のもののみならず。

b) 論文は建築に関連した内容を有し，次のカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

カテゴリーⅠ 独創性のある萌芽的研究で，発展性の期待できるもの。 ロ)

カテゴリーⅡ 新しい知見を与える有用性，実用性に富んだ実測・実験・調査等の研究で，信頼性が高く，学術的，技術的に価値のあるもの。

カテゴリーⅢ 独創性のある理論的又は実証的な研究で，完成度の高いもの。

カテゴリーⅣ ある分野の研究の経緯や現況を独自の視点により分析または検証して今後の研究への展望を示すレビュー論文。 ヨ)

c) 著者は，投稿時にカテゴリーⅠ～Ⅳのいずれかを申告する。 ロ)ヨ)

## (2) 質疑討論 ㉟)

質疑討論は、掲載された論文について、掲載後1年以内に投稿するものとし、誌上にて行う。 ㉞)

## 2. 既発表のものでも応募できる範囲

既発表の研究でも、下記のいずれかに該当し、なおかつ著作権上の問題を生じないものは、未発表のものともみなす。 ㉟)

- (1) 大会学術講演会、支部研究発表会で発表したもの。
- (2) 本会発行の規準、指針、解説、ガイドライン、手引き、資料集、報告書、テキスト等に掲載したもの。 ㉞)
- (3) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
- (4) 大学の紀要、研究機関の研究所報等で部内発表したもの。 ㉞)
- (5) 国、自治体、業界、団体からの委託調査・研究の成果報告書。 ㉞)

## 3. 標題 ㉟)

- (1) 主題は、研究内容を具体的かつ的確に表すように記載する。その際、標題中に研究内容を的確に示すキーワードを含むように配慮する。 ㉟)
- (2) 主題を補足するために副題を付ける必要がある場合は、これを主題の後に付けることができる。 ㉟)
- (3) 連続して数編応募する場合には、各編がそれぞれ完結したものとする。この場合、主題の前に連続して応募する内容全体の総主題を示すことができる。 ㉟)
- (4) 連続した数編を応募する場合には、さきの編の採用通知後に続編を応募する。 ㉟)

## 4. 著者の資格 ㉟)

著者は全員本会会員（個人）とする。 ㉟)

## 5. 著者の追加・削除・順番変更 ㉟)

- (1) 査読中論文の筆頭著者を除く著者の追加・削除・順番変更については、再査読判定後の修正原稿投稿時のみ申請を受け付け、論文集委員会の審議を経て認めることがある。 ㉟)
- (2) 著者の追加・削除・順番変更を申請する際には、所定の申請書を用いて、変更に係る合理的理由を記入する。また、削除者・追加者を含む著者全員が変更に合意する旨の宣言に代える署名捺印のうえ、修正原稿投稿時に論文集委員会宛に提出する。 ㉟)

## 6. 原稿

- (1) 論文、質疑討論は、和文・英文のいずれでもよい。 ㉞)㉟)
- (2) 論文、質疑討論の本文の前に英文要旨およびキーワードを添える。 ㉞)㉟)
- (3) 著者が英語を母国語としない場合、論文、質疑討論のうち、英語で執筆された部分については投稿前に英文校閲を受けることを推奨する。 ㉟)
- (4) 論文は本文4頁以上11頁以内と要約1頁、質疑討論は2頁以内とする。㉞)㉟)㉟)
- (5) 執筆の詳細は、「執筆要領」を参照する。 ㉞)㉟)㉟)

- (6) 最終原稿の作成時，採用原稿の字句または文章の書き足し，書き改めは認めない。  
ハ)ホ)ヨ)

## 7. 原稿の提出

- (1) 原稿は電子投稿とし，PDF ファイルを提出する。ヌ)ヨ)  
(2) 原稿の提出に際しては，論文，質疑討論の区別，査読希望の論文のカテゴリーおよび下記の査読希望専門研究部門名を明示する。ロ)ハ)ヨ)

「材料施工」「構造」「防火」「海洋建築」「情報システム技術」「環境工学」「建築計画」「都市計画」「農村計画」「建築社会システム」「建築歴史・意匠」「教育」「文教施設」「災害」「地球環境」ニ)チ)リ)ル)

なお，「材料施工」「構造」は構造系論文集，「建築計画」「都市計画」「農村計画」「建築社会システム」「建築歴史・意匠」は計画系論文集，「環境工学」は環境系論文集に掲載される。また「防火」「海洋建築」「情報システム技術」「教育」「災害」「文教施設」「地球環境」の領域横断的部門は，原則として環境系論文集に掲載される。ただし，発表者の申告があった場合には，論文集委員会の判断により他系に掲載することができる。ロ)ハ)ニ)チ)リ)ヌ)ル)

- (3) 原稿の提出期日は，各月 10 日 24 時締めとする。ホ)ヌ)ヲ)ヨ)  
(4) 原稿提出日を原稿受理日とし，原稿受理日が当月の 10 日以前の原稿を当月より査読を開始する原稿とする。ロ)

ただし，内容の訂正などを指摘された原稿で本会通知日より 2 ヶ月以内に改訂原稿が提出されない場合は，最初の受理日は無効とし，改訂原稿が提出された日を原稿受理日とする。ヨ)

なお，著者から提出期限延長の申請（特別な理由）があった場合は原則 2 ヶ月以内に限り提出期限を猶予することがある。ヨ)

## 8. 論文の採否

- (1) 論文の採否は論文集委員会が査読の判定基準に基づいて決定し，著者に通知する。  
ロ)ヨ)

- (2) 論文については査読の判定基準は以下の通りである。ロ)

a. 全般的な査読の項目 ロ)

a-1) 提起した問題，導入した概念や方法，発見した事実や法則の新規・独創性および得られた結果の学術的および技術的な新規性・有用性。ロ)

a-2) 論旨，論拠の妥当性・明快性，方法（実験，調査等）とその結果の信頼性・再現性および研究展望，研究の位置付けの適切さ。ロ)

a-3) 表現，用語や関連文献引用の適切さおよび商業主義からの中立性。ロ)

b. 論文をカテゴリーに応じて，つぎの基準で査読する。ロ)

b-1) カテゴリーⅠの論文については，独創性，萌芽性，発展性を重視し，その信頼性と完成度については評価するが過度に重視しない。ロ)ヨ)

b-2) カテゴリーⅡの論文については，学術的および技術的有用性を重視し，その新規性と信頼性，完成度についても評価する。ロ)ヨ)

b-3) カテゴリーⅢの論文については，独創性，学術的価値性・有用性，信頼性を

重視し、完成度も評価する。 ロ)

b-4) カテゴリーⅣの論文については、学術的および技術的有用性、信頼性、完成度を重視する。 ヨ)

- (3) 論文のカテゴリー区分は、査読時の評価判定に用いるとともに、論文集への掲載時に記載する。 ロ)ハ)
- (4) 査読の結果、「採用」の論文には、採用決定日を明記する。 ロ)
- (5) 査読の結果、「再査読」の場合は、修正された原稿について改めて査読を行う。
- (6) 査読の結果が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して、論文提出者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、本会論文集委員会委員長あてに異議申し立てをすることができる。ただし、「異議申し立て」については書面にて提出する。 ロ)リ)  
異議申し立てが認められた場合は、不採用確定時の論文を対象に、査読委員を変更して審査する。 リ)
- (7) 査読の結果が「不採用」となった論文、および査読を受けた後に取り下げた論文を再投稿する場合は、再投稿であることを投稿時に申し出る。査読にもとづいた修正を行わずに再投稿することは認めない。 リ)

#### 9. 質疑討論の採否 ロ)

質疑討論の採否並びにその取扱いは論文集委員会が行う。 ロ)

#### 10. 著作権

- (1) 著者は、掲載された論文、質疑討論の著作権の使用を本会に委託する。 ヨ)  
ただし、本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、原著者に連絡し許諾の確認を行う。 ト)
- (2) 著者が、自分の論文、質疑討論を自らの用途のために使用することについての制限はない。 ト)ヨ)
- (3) 編集出版権は、本会に帰属する。 ト)
- (4) 他誌や書籍に掲載されている図表や写真等を使用する場合、著者の責任においてしるべき手続きを必ず行い、必要に応じて原稿本文中に引用・転載の旨を記載する。 ヨ)

#### 11. 論文集の体裁 ロ)

電子出版とする。 ロ)ハ)ホ)ヨ)

#### 12. 登載料

採用された原稿は本会論文集登載料として、論文は4頁以上11頁以内とし、4～6頁60,000円(税別)、7～11頁85,000円(税別)を徴する。質疑討論は2頁以内とし、無料とする。 リ)ヨ)

#### 13. 提出先 ヌ)

- (1) 論文、質疑討論 ヨ)

論文、質疑討論の原稿提出先は、本会ホームページ論文集応募原稿募集案内に指定され

た原稿提出用サイトとする。 ㉟)

(2) 異議申し立て ㉟)

異議申し立ての文書は、下記宛に電子メールで提出する。 ㉟)

日本建築学会 論文集委員会 (Email: ronbun@aij.or.jp) ㉟)

14. 掲載済み論文、質疑討論の訂正・取り下げ ㉟)

掲載された論文、質疑討論について、論文集委員会の審議を経て、訂正や取り下げを認めることがある。

詳細は、「論文集の訂正、取り下げに関する運用要領」による。 ㉟)

15. 規程の改廃 ㉟)

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 ㉟)

付表 論文の評価項目 ㉟)

カテゴリー	I	II	III	IV
独創性	○	※	○	※
萌芽性	○			
発展性	○			
技術的有用性		○		○
学術的価値性・有用性		○	○	○
信頼性	※	○	○	○
完成度	※	○	○	○

[凡例]

○ 評価の対象とする

※ 評価するが、過度に重視しない

一附 則一

この規程は2009年12月23日より適用する。 ㉟)

この規程は2014年9月1日より適用する。 ㉟)

この規程は2017年8月1日より適用する。 ㉟)

この規程は2019年6月11日より適用する。ただし、冊子廃止に伴う[頁数上限の変更]  
[登載料の変更][カラー掲載料の無料化][紙面投稿・レイアウト原稿・別刷の廃止]に  
関する項目については2021年4月号より適用となる。

6. 原稿(4), 11. 論文集の体裁, 12. 登載料 ㉟)